

兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校学則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本校は兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校（以下「本校」という）という。

(位 置)

第 2 条 本校は神戸市須磨区行幸町2丁目7番3号に置く。

(目 的)

第 3 条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて高等教育及び専門教育を施すと共に聖徳太子の遺徳を慕い、その十七条憲法に示された「和」を建学の精神として仰ぎ、仏教による情操教育をおこない、現代社会にふさわしい女性を育成することを目的とする。

(課程、学科、生徒定員、修業年限)

第 4 条 課程、学科、生徒定員及び修業年限は次の表の通りとする。

課 程	学 科	入学定員	総 定 員	修業年限
全日制課程（学年制）	普 通 科	3 8 4 名	1, 1 5 2 名	3 年
全日制課程（単位制）	普 通 科	2 6 名	7 8 名	3ヶ年以上 ただし、20歳 を迎えた年度 末までとする

2. 全日制課程（単位制）普通科介護福祉士コースに介護福祉士養成課程を置く。

(職員組織)

第 5 条 校長、教頭、教諭・助教諭及び講師、養護教諭又は助教諭
事務職員、学校医、学校歯科医、校務員

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 6 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 7 条 学年を分けて、次の通りとする。

第1学期	4月1日から	8月31日まで
第2学期	9月1日から	12月31日まで
第3学期	1月1日から	3月31日まで

(休業日)

第 8 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は次の通りとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (2) 日曜日
 - (3) 本学園創立記念日（6月10日）
 - (4) 春季休業日 若干日
 - (5) 夏季休業日 若干日
 - (6) 冬季休業日 若干日
 - (7) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上必要と認めた日
2. 校長は教育上必要があるときは、休日を変更することができる。

第3章 生徒区分

(生徒区分)

第 9 条 本校の生徒を次のように区分する。

- (1) 学年制在籍生徒については1年の在籍で卒業可能な者を3年生、2年の在籍で卒業可能な者を2年生、3年の在籍で卒業可能な者を1年生とし、単位制在籍生徒についてはそれぞれ回生と呼称する。
- (2) 科目履修のみを目的とする者を聴講生とする。
- (3) その他の者を一般生とする。（集団入学生を含む）

第4章 教育課程、及び教科用図書

(教育課程)

第10条 本校の教育課程は、別表第1号の通りとする。

(教科用図書)

第11条 本校においては、文部科学大臣の検定を得た教科用図書又は文部科学大臣において著作権を有する教科用図書で校長の採択したものを使用する。

2. 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で有益適切と認められるものは校長の許可を得て使用することができる。

第5章 単位の履修・卒業等

(単位の履修)

第12条 本校において履修する各教科・科目の単位は、別表第1号の通りとする。

(成績の評価)

第13条 学習成績の評価は、学期毎に、学習指導要領に定められている各教科・科目において、校長が定める。

(単位の認定)

第14条 生徒が本校に定める教育計画に従って、教科・科目を履修し、当該学年におけるその成果が、その教科・科目からみて満足できると評価された場合は、校長は当該学年の学年末においてその教科・科目について、所定の単位を修得したことを認定する。

2. 校長は、生徒のうち当該学年において修得したことを認定された単位数により、進級させることが教育上不相当と認める生徒を、原級に留めておくことができる。ただし、単位制においては、各年次の最低修得単位数を設けない。

3. 介護福祉士養成課程において、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5表に定める各科目の出席時間数が、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める時間数の3分の2（ただし、介護実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の単位の認定をしない。

(卒業の認定及び卒業証書)

第15条 校長は、生徒のうち、修得したことを認定された単位が、次の単位に達した生徒に対して、卒業を認定し卒業証書を授与する。

(1) 全日制課程学年制 80単位

(2) 全日制課程単位制 74単位

2. 卒業の時期は3月とする。

第6章 入学、転学、出席停止、休学、退学その他

(入学の許可)

- 第16条 入学は校長が許可する。
2. 入学志願者が、入学定員を超過した場合は、入学者の選抜を行う。
 3. 入学選抜及び手続きに関する事項は別にこれを定める。

(入学許可の時期)

- 第17条 入学を許可する時期は学年の始めとする。ただし単位制課程については学期の始めとする。

(入学の資格)

- 第18条 本校への入学志願は中学校もしくは、これに準ずる学校を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められたものとする。

(入学願書)

- 第19条 入学しようとする者は、本校所定の入学願書及びその他の書類に入学検定料を添えて、願出しなければならない。

(編入学)

- 第20条 第2学年以上に入学することのできる者は、相当年令に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると、校長が認めた者とする。
2. 前項の入学は、欠員のある場合に限り、選考の上許可することができる。

(転学)

- 第21条 本校から他の学校に転学しようとする生徒は、所定の転学願を校長に提出して、許可を受けなければならない。
2. 他の学校から本校へ転入学しようとする生徒は、前項の規定に準じて転入学願を校長に提出しなければならない。ただし本項の転入学願は転学照会に変えることができる。
 3. 前項の転入学は、欠員のある場合に限り、選考の上許可することができる。

(休学)

- 第22条 病気その他やむを得ない理由で、3ヵ月を超えて出席できないため、休学しようとする生徒は所定の休学願に医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に提出し許可を受けなければならない。
2. 校長は前項の事由があるときは、その期間を1年以内で延長することができる。

きる。

(復学)

- 第23条 休学の期間内にその事由が消滅し、復学しようとする生徒は、所定の復学願に医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に提出し許可を受けなければならない。
2. 前項の場合、校長は教育に支障がないと認めるときは、復学を許可することができる。

(出席停止)

- 第24条 伝染病にかかり、又はそのおそれのある生徒に対し、校長は学校医又は保健所長の意見を聞いて、出席停止を命ずることができる。

(退学の届出)

- 第25条 疾病その他の事情により退学しようとする生徒は、所定の退学願を校長に提出しなければならない。

(死亡等の届出)

- 第26条 生徒が死亡したときは、保護者又は保証人が、すみやかに死亡届を校長に提出しなければならない。
2. 生徒が住所又は氏名等を変更したときは、すみやかに住所(氏名)変更届等の必要書類を校長に提出しなければならない。

(欠席等の届出)

- 第27条 生徒が欠席しようとするときは、所定の欠席届を校長に提出しなければならない。
2. 生徒が遅刻又は早退したときは、すみやかに所定の届けを校長に届け出なければならない。

第7章 保証人及び宣誓書等

(在学保証書)

- 第28条 生徒は保証人を定め、入学時に所定の様式による在学保証書を校長に提出しなければならない。
2. 前項の保証人は校長の定める地域内に住所を有し、独立の生計を営む者でなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、変更させ

ることができる。

3. 保証人又は保護者が住所を変更したときは、すみやかに保証人（保護者）住所変更届を校長に提出しなければならない。

（宣誓書）

第29条 入学を許可された生徒は、入学許可の日から10日以内に所定の様式による宣誓書に、戸籍抄本又はこれにかわるものを添えて、校長に提出しなければならない。

2. 保護者又は保証人が死亡その他の事由により欠けたときは、すみやかに相当後継者を定め、前条の規定に準じて、宣誓書を校長に提出しなければならない。

第8章 賞 罰

（表彰）

第30条 校長は学業・人物その他について、他の模範と認められる優秀な生徒を表彰することができる。

（懲戒）

第31条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2. 前項の懲戒のうち、退学、停学、謹慎及び訓告の処分は校長が行う。

3. 前項に規定する退学は、次の各号の1に該当する生徒に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる生徒。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる生徒。

(3) 正当な理由がなく出席常でない生徒。

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒。

4. 懲戒に関する規定は別に定める。

第9章 授業料その他の費用徴収

（授業料その他の費用徴収）

第32条 授業料その他の金額は別表のとおりとする。

2. 授業料は、出欠の有無にかかわらず毎月5日までにその月分を納入しなけ

ればならない。ただし、8月分は7月分と、併せて納入することができる。尚、月の中途において入退学、転学の場合その月の分は納めなければならない。

3. 入学考査料は、入学願書提出と同時に納入するものとする。
4. 入学の許可を受ける者は、定められた期間内に入学金を納入しなければならない。

(納付金の返還)

第33条 一旦納入した授業料、入学考査料、入学金は理由のいかんにかかわらず返還しない。

(授業料滞納者に対する措置)

第34条 所定の期日から、3ヵ月を経過してもなお正当な理由がなくて授業料を納付しない生徒に対し、校長は出席を停止又は退学にすることができる。

(納付金学の改定)

第35条 授業料その他の納付金、入学考査料、入学金は経済情勢の変動に応じてこれを改定する。

2. 納付金は在学中変更があった場合は新たに定められた金額を納入するものとする。

第10章 寮

(寮)

第36条 寮に入寮又は退寮しようとする生徒は、所定の入寮願又は退寮願を校長に提出して許可を受けなければならない。

2. 前項に規定するもののほか寮に関して必要な事項は別に定める。

第 1 1 章 補 則

(細 則)

第 3 7 条 この学則の施行に関し、必要な細則は別に定める。

(学則の変更)

第 3 8 条 この学則の変更は本学園の所定の機関の議をへて変更することができる。

附 則

1. この学則は令和 6 年 1 月 1 日からこれを実施する。
2. 入学考査料、入学金、施設充実費、授業料の徴収は、この学則実施年月日以降に入学する入学希望者及び、入学者よりこれを実施する。

別 表 (第 3 2 条 関 連)

授 業 料 そ の 他

項 目	金 額
授 業 料	年 額 4 0 8,0 0 0 円 (月 額 3 4,0 0 0 円)
入 学 考 査 料	2 0,0 0 0 円
入 学 金	入 学 時 3 3 0,0 0 0 円
施 設 充 実 費	入 学 時 1 0 0,0 0 0 円
介 護 福 祉 士 コ ー ス の 実 習 費 等	年 額 5 4,0 0 0 円 (月 額 4,5 0 0 円)